

## 令和元年度医療機能情報定期報告状況

【医療機能情報提供制度とは】 住民が医療機関にかかる場合、医療機関が患者に提供する治療、サービスなどの情報（「医療機能情報」）を知って医療機関を選択できるように、医療法第6条の3に基づき平成19年4月から開始された制度です。

- 【制度の概要】
- ・医療機関は、自院の提供する医療機能情報を、都道府県知事に年に1回以上報告しなければなりません。同時に医療機関は、都道府県知事に報告した医療機能情報の内容を記載した書面を、院内で閲覧できるようにしておくことが必要となります。
  - ・都道府県知事には、報告を受けた医療機能情報を、インターネット等で住民に対してわかりやすく提供することが義務付けられています。

種別	病院				診療所				歯科診療所				助産所				合計				(参考)
	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	
調査件数(a)	640				13,857				10,884				439				25,820				
令和2年1月1日 現在	485	9	494	77.2%	8,632	839	9,471	68.3%	5,772	886	6,658	61.2%	195	14	209	47.6%	15,084	1,748	16,832	65.2%	オンライン率 =オンライン/ 合計×100
2月：ハガキで再依頼																					
令和2年3月1日 現在	535	21	556	86.9%	10,049	1,071	11,120	80.2%	7,054	1,098	8,152	74.9%	256	25	281	64.0%	17,894	2,215	20,109	77.9%	
令和2年5月1日 現在	540	27	567	88.6%	10,266	1,207	11,473	82.8%	7,148	1,153	8,301	76.3%	257	34	291	66.3%	18,211	2,421	20,632	79.9%	

(参考)

令和元年5月1日 現在	570	15	585	90.7%	9,888	1,255	11,143	82.3%	7,094	1,262	8,356	76.8%	235	32	267	64.0%	17,787	2,564	20,351	79.9%	87.4%
平成30年5月1日 現在	558	16	574	88.6%	9,657	1,353	11,010	82.1%	7,027	1,371	8,398	77.3%	219	35	254	65.1%	17,461	2,775	20,236	79.9%	86.3%
平成29年5月1日 現在	602	25	627	95.9%	9,156	1,319	10,475	79.0%	6,908	1,425	8,333	76.7%	189	38	227	62.4%	16,855	2,807	19,662	78.2%	85.7%

「オンライン」報告 ⇒ 医療機関自らが、インターネットを通じて自医療機関の医療機能情報を追加・修正し、東京都へ報告する方法。  
「紙」報告 ⇒ インターネット環境が無い(または使用できない)医療機関に対しては、東京都が当該医療機関の医療機能情報を紙面に印刷・送付し、医療機関が赤字訂正した紙面情報を東京都へ報告する方法。

※ 医療機関が定期報告時はオンラインにより報告したが、その後、「医療機能情報変更報告書」により変更報告をした場合等については、上記統計では、「紙」報告としてカウントしている。(例:ゴールデンウィークの休診日 etc.)